

# 特掲診療料の施設基準により院内掲示を要する手術件数

令和7年1月～令和7年12月

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び6号並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術件

1 区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	10
イ	黄斑下手術等	28
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術, 肺静脈隔離術	0
2 区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術等	28
イ	水頭症手術等	46
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	7
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	8
3 区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	13
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	3
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
4 区分4に分類される手術の件数		218
5 その他の区分に分類される手術		
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	100
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	58
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	72
	急性心筋梗塞に対するもの	8
	不安定狭心症に対するもの	16
	その他のもの	48
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	53
	急性心筋梗塞に対するもの	7
	不安定狭心症に対するもの	10
	その他のもの	36